

男女共同参画だより
メッセージ
 問い合わせ先
 男女共同参画推進課
 TEL(36)0048
 FAX(36)0320
 男女共同参画推進センター「ゆい」
 TEL(36)0250
 FAX(36)0269

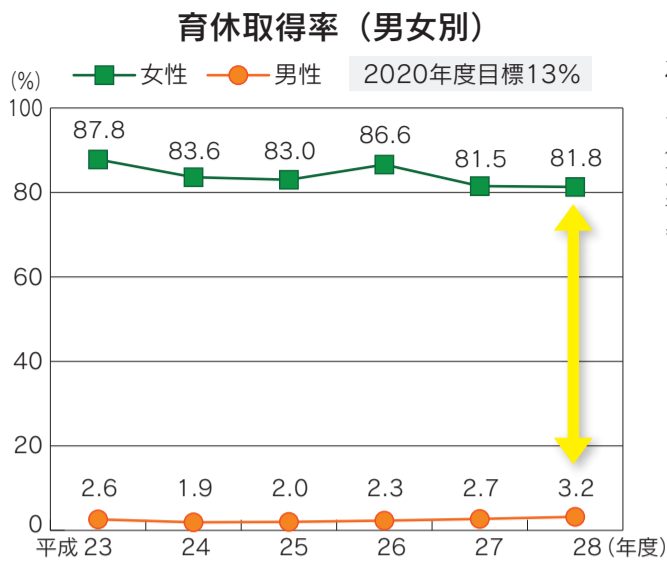
育児・介護で

「はたらく」ことを

あきらめないで

今年、1月と10月に「育児・介護休業法（*1）」が改正・施行されました。介護や育児を両立させたい、と考えている人へ、制度の変更点をお知らせします。9月15日号では介護に関する制度を主に紹介しました。今回は、育児に関する制度を詳しく紹介します。

（*1）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと



育児と仕事の両立を支援する制度は、性別にかかわらず男女どちらも利用することができま。国では、2020年度までに男性の育休取得率を

育児に関する改正のポイント

●子の看護休暇が半日単位で取れるように

これまで1日単位で取得していた子の看護休暇は、半日単位で取れるようになりました。工夫次第では、父母で交代して看護休暇を取ることできます。

●10月からは子どもが2歳まで育休延長

これまで、保育園などに入れないときも、1歳6カ月までしか育休は取得できませんでしたが、10月からは、1歳6カ月

降保育園に入れないなどの場合、職場に申し出ることで、育休を最長2歳まで再延長できます。この場合、育児休業給付金も2歳まで受け取れます。

契約社員や派遣社員なども

育休が取りやすくなる期間が決まっている人（有期労働者）が育休を取れる条件が変わりました。

【条件の変更点】

旧

- ①育休申込の時点で1年以上働いていること
- ②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③2歳になるまでの間に契約終了が確定でないこと

新

- ①育休申込の時点で1年以上働いていること
- ②子が1歳6カ月になる日までの間に契約終了が確定でない人
- *継続されるか分からない人でも取得できます

自分が当てはまるから分らない人は、労働局へ問い合わせしてみましよう。

ハラスメント防止の義務付け

制度を利用できる条件がそろっているのに、職場に制度・前例がないのでできないと言われたり、申し出たことよって不利益な取り扱いをし

たりすることは法律違反です。また、制度を利用することによって上司や同僚などが嫌がらせをするのはハラスメントに当たります。職場にはハラスメントを防止する義務があります。

課 ☎092(411) 4894で匿名でも相談できます
 事業所でも、従業員の両立支援に悩みや不安はありませんか。
 市では、対策講座を開催します（左記参照）。一緒に考えましょう。

*「改正育児・介護休業法」の詳細は厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp> で確認を

こんなことはハラスメントに当たります
 ● 休業や休暇を申請すると、退職を勧められた
 ● 残業免除の申し出を取り下げよう言われた
 ● 休業などを理由に、契約を更新しないとされた
 ● 周囲が迷惑している、早くやめてほしいなど、嫌みを言われた

事業所のみなさんへ

【職場のためのハラスメントセミナー】

- 日時 11月16日(木)14:00~15:30
- 場所 市役所北館・103会議室
- 対象 事業所の担当者
- 定員 先着100人
- 講師 久野亜希子さん



講師の久野さん

●内容 ハラスメントの基礎から事業所での対応まで、社労士が分かりやすく解説。育児・介護休業法の対応に悩んでいる事業所は必見の研修です

●申込締切日時 11月13日(月)17:00まで

●申込方法

▽FAX(36)0320=①事業所名②参加者氏名③電話番号を明記して人権対策課あて

▽☎(36)1270

▽電子申請=市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> →「電子申請」

ごみの野外焼却は禁止です

「近所で野焼きをしていて煙やにおいで迷惑している」「窓が開けられない」という苦情が、市へ寄せられています。可燃ごみや庭の手入れなどで出た小枝や草、木を燃やしてはいけません。ドラム缶を使ったり、ブロックで囲ったり、穴を掘ったりして燃やしてもいけません。これらは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

法律に違反してごみを焼却した人は、5年以下の懲役か、1000万円以下の罰金が科せられます。（例外的に認められている場合もあり）。

ごみは、市が定めた処理方法で適正に処理しましょう。



■問い合わせ先 環境課 ☎(36)1421

相談事業名	場所	相談日	時間
①こころと生き方の相談 (面接・電話・メール相談) ☎(36)1156 ✉ kokoro@city.munakata.fukuoka.jp	市役所 本館1階・ 相談室	月~ 金曜日 (祝日と12/29 ~1/3を除く)	13:00 ~ 17:00 (面談は原則 16:30まで)
②法律相談 *弁護士が、離婚や相続など 法的な問題に関する相談を 受け付けます	男女共同参画 推進センター 「ゆい」・ 相談室	毎月 第3 火曜日	13:00 ~ 16:00 (1人1回30 分、年度内に 1回まで)

秘密は守ります

